主

原判決を破棄する。被告人を懲役拾五年に処する。

原審並びに当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

里 由

本件控訴の趣意は被告人並びに弁護人菅野虎雄及び原審検察官伊藤嘉孝各自作成 名義の控訴趣意書記載のとおりであるからいずれもこれを引用する。

検察官の控訴趣意第一点及び第二点について、

公務執行妨害罪は成立しないとしていることは所論のとおりである。 そこでまず、被告人の本件所為が、強盗殺人罪を構成するものであるかどうかの 点を検討すると、原判決挙示の証拠によると、被告人は家族や、近所の者に対し、 久留米市内の新聞社に記者として夜間だけ勤務しているような風を装つていたが、 その実一定の職もなく、無為徒食して金銭に窮したため原判示第一のとおり昭和二十八年五月下旬頃から同年七月二十二日頃までの間、二十三回に亘り、いずれも午前一時頃から午前三時頃までの深夜、肩書居町や隣接町村で常習として他人の住居に侵入し、屋内で食糧品や日用雑貨等の窃盗を続けていたものであるところ、同年 七月二十四日夜も出動するような風を装つて久留米市に行き、そこでパチンコ遊技などをして遊んでの帰途、同夜十一時半過ぎ頃、鳥栖駅に下車したとき、窃盗をしょうと思いたち、地理に詳しい判示 a 町方面に行く途中、道路沿いの杉木立の間 下駄を列べ、その上、ぬいだ看物を帯でしばつておき、褌一つの裸姿で、はだ しとなり懐中電燈と風呂敷一枚を携えてa町大通りを横切り露地から裏に廻わつ 翌二十五日午前一時十分頃判示A方裏口から屋内に侵入して同家八畳の間で金 品を物色中、家人に発見されたため、一物をも得ずに逃げ出して、元きた道を約百 出る物色中、な人に発見されたため、物をも何りに述り出して、光さた道を利日 米位引き返えし、同町D工場附近の崖下で一時間ばかり休んで、さらに他家に窃盗 に這入ろうかどうかと考えたが結局、今夜は止めて自宅に帰ろうと思い、前記のと おり褌一つの裸姿ではだしのまま、空風呂敷を首にかけ、手に懐中電燈を携えて犯 行後、約一時間半位経過した頃そこから東方に約百数十米位距でた昼なお淋しいか 道を歩いていたところ、後方から判示C巡査から懐中電燈で照らされ、振り返える と同時に「誰か」と声を掛けられるや、直ちに逃走し、同巡査に追跡されて南東の 方に低くなつている段々畑をつつきり、約八十米走つて判示水稲田の中に逃げこんだとき、追跡してきた同巡査に組付かれ、そこで約十五分間にわたり格闘を続けるうち、殺意を生じ判示のとおりの方法により遂に同巡査を殺害した事実、そして判 示A方家人は被告人が逃走した後、これを追跡することもなく、ただ妻Eが、同日午前二時頃自宅から約百米位距でた田代町警部補派出所に赴きC巡査に対し、金品 は盗まれなかつたが自宅に泥棒が這入つた旨の届出をしたので同巡査は、十数分 後、私服で同人方に行き、約二十分位被害状況を調査して、同家裏口附近のぬかる みの地面や、座敷の畳などについていた足跡を調べてそれが素足の足型であること を確かめ、且つ、Eから犯人の人相、風体、背格好こそきかなかつたが犯人が懐中 電燈を携えていることを聴き知つた上、「一応この附近を捜してみよう、泥棒を捕

えたらまた忙しい、上町から一廻して来る」と言い残して、同日午前二時三十分すぎ頃、同家を辞して犯人の捜査に出掛けて行つた事実を認定することができる。 〈要旨第一〉ところで、刑法第二百三十八条にいわゆる準強盗罪における暴行又は

適用を誤った違法は存しない。この点の論旨は採用するに由ない。 つぎに被告人の本件C巡査を殺害した行為が同時に公務執行妨害罪をも構成する ものであるかの点について案ずるに、誰何されて逃走しようとした者が、罪を行い 終つてから間がないと明らかに認められるときはこれを現行犯人とみなして、何人 ても逮捕状なくしてこれを逮捕することができることは、刑事訴訟法第二百十二条 第四号、第二百十三条の規定するところであるから、右の場合、司法警察職員たる 司法巡査が、逮捕状なくしてこれを逮捕することは、その適法な職務の執行行為で あること、もとより多言を要しないところである。

第四方で、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点ででは、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点では、 「一点ででは、 「一点では、 「一点には、 「一点

しかるに、原判決が本件の場合、被告人を本来の意義における窃盗の現行犯人と認め得ないことは勿論、窃盗の犯罪を犯して間がないことが明白なものとして準現行犯人と認めることも妥当でないと解した結果、C巡査としては被告人に対し、務質問をするのは格別、これを現行犯人として逮捕する権限がないので、逮捕しようとした行為は適法な職務の執行行為といい難いとして結局、公務執行妨害罪の成立を否定したのは、法令の解釈適用を誤つた結果、事実を誤認するに至つたもので、その誤が原判決に影響を及ぼすことが明らかであるから原判決はこの点において刑事訴訟法第三百九十七条第一項、第三百八十二条に則り破棄を免かれない。論旨は理由がある。

被告人の控訴趣意について、

しかし、記録を精査しても、原判示犯罪事実認定の証拠に供された被告人の司法 警察員に対する各供述調書中の供述が、所論のように、司法警察員の誘導若しくは 詐術によつてなされ又は強制、脅迫などによつてなされた不任意の供述を録取した ものであることは認められないので、これを証拠に採用したことに少しも違法の点 はない。そして原判決の挙示した証拠を綜合すると、被告人が判示A方で窃盗未遂 の犯行をしたこと、判示のような経緯で判示C巡査に誰何さるや逃走し判示水稲田 の中で、追跡してきた同巡査に組付かれて逮捕を免かれるために格斗中、殺意を生 じて判示のとおり同巡査を死に致して殺害した事実を認めることができるし、記録

を調べても、右の事実に誤はないので、被告人の控訴は理由がない。 以上説明したところにより検察官の控訴は理由があるので検察官並びに弁護人の 量刑不当の主張に対する判断を省略して原判決を破棄した上、刑事訴訟法第四百条 但書に従い、更に判決をすることとする。

当裁判所の認定した事実並びに証拠は、原判示第二の事実中、 「同日午前三時前 頃」とあるを「同日午前二時三十分過ぎ頃」、と「後方より国警佐賀県鳥栖地区警察署田代警察部補派出所勤務巡査Cに誰何されたので、逮捕されるものと直感し、 東南方に約八十米逃走した後」とあるを、「後方から右犯罪の発生を知つて犯人捜査中の国警佐賀県鳥栖地区警察署田代警部補派出所勤務の巡査でに誰何されて逃走するや、同巡査において諸般の情況から右犯罪の現行犯人とみなし、逮捕しようと して追跡してきたため、東南方に約八十米逃走して、」と並びに末尾に「以て殺害 し」とあるのを「以て殺害するとともに同巡査の公務の執行を妨害し」とそれぞれ 訂正する外、原判示各事実並びにその証拠と全く同一であるからこれを引用する。 そこで、右の事実に法律を適用すると、被告人の判示所為中第一の常習特殊窃盗

の点は、盗犯等の防止及処分に関する法律第二条第四号(刑法第二百三十五条及びその未遂罪)に、第二の殺人の点は刑法第百九十九条に、公務執行妨害の点は同法 第九十五条第一項に該当するが、殺人と公務執行妨害とは一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから、同法第五十四条第一項前段第十条に則つて重い殺人罪の 刑に従い、所定刑中、有期懲役刑を選択し、以上は同法第四十五条前段の併合罪で あるから、同法第四十七条本文第十条により、犯情の重い殺人罪の刑に同法第十四 条の制限に従つて法定の加重をした刑期の範囲内で、被告人を懲役十五年に処し 原審並びに当審における訴訟費用は、刑事訴訟法第百八十一条第一項本文により被 告人をして全部これを負担させることとする。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 西岡稔 判事 後藤師郎 判事 大曲壮次郎)